

## 法人数の推移からみる中小企業

会社標本調査は税務署に提出された法人税の確定申告書の計数に基づく標本調査で、休業及び清算中の法人並びに特殊な法人を除く内国普通法人を対象としている<sup>1</sup>。会社法が施行された2006年度から最新の2019年度までの同調査による法人数は259.2万社から275.8万社と16.6万社増加した（図表）。内訳をみると資本金1億円以下（2011年度までは1億円未満）の「中小法人」は255.2万社から273.7万社と18.5万社増加した。

一方経済センサス調査（基礎調査、活動調査）に基づく中小企業白書巻末統計をみると、個人を除く中小企業（法人）は2009年7月の177.5万社から2016年6月には159.9万社と17.6万社減少している。「中小法人」と「中小企業」の定義が異なること、調査時期が一致していないことなどから単純な比較はできないが、2つの調査では法人数のトレンドは明らかに異なっている。

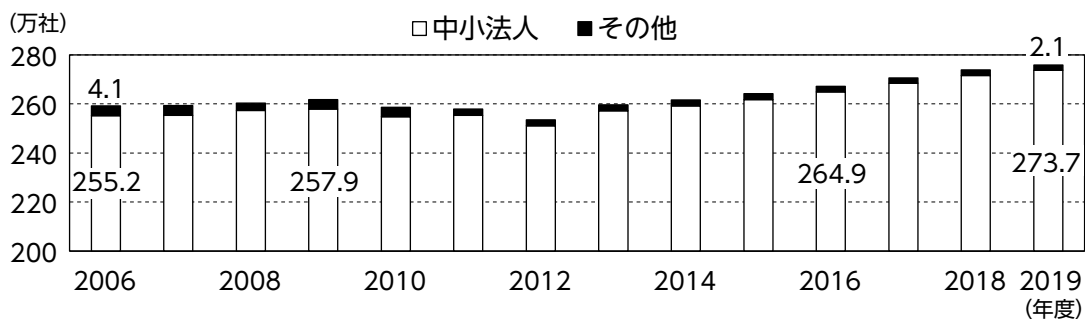
前者は租税収入の見積りや税務行政の基礎資料とすることを目的としている。これに対して後者は全国の事業経済活動の実態を明らかにすることを目的としており、次の点が会社標本調査と異なっている。

- ①一定の場所を占めて、従業員と設備を有し、継続的に事業活動を行っている事業所・企業を対象とする。
- ②農林水産業を包含していない。
- ③会社以外の法人を含まない。とりわけ①により両調査の結果に大きな差が生じていると推察される。

納税法人及びその候補となる法人数の増加の中には形式的な法人も含まれている可能性があり、必ずしも税収増に直結しない。ヒト・モノを有し事業活動を継続している法人数が減少していることは憂慮すべき状況である。地道に経済活動を展開し、雇用を吸収し、ステークホルダーの期待に応える企業が増えることが望まれる。持続可能な地域社会を構築していくためにも中小企業の奮起が期待される。

（商工総合研究所 主任研究員 筒井 徹）

（図表）法人数の推移



（出所）国税庁「会社標本調査」に基づき筆者作成

<sup>1</sup> 会社以外にも、協業組合、企業組合、特定目的法人、一般社団・財団法人、特殊な法人などを含む